

- 「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」(平成23年10月7日付け老高発第1007第1号発第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)の別添1(合意書及び別記様式)の新合意書及び旧合意書比較表

(傍線の部分は改正部分)

新合意書	旧合意書
<p><b>別添1</b> サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書</p> <p style="text-align: right;"><u>警察庁丁暴発第182号</u> <u>老高発1101第3号</u> <u>国住心第197号</u> <u>令和元年11月1日</u></p> <p style="text-align: center;">警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 <u>山浦 親一</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 <u>齋藤 良太</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省住宅局安心居住推進課長 <u>川野 宇宏</u></p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。 <u>なお、本合意書は令和元年12月14日以降効力を有することとし、同日をもって「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号)は廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 照会手続 (1) 都道府県(指定都市及び中核市を含む。)のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課(以下「登録制度主管課」という。)の長(以下「登録制度主管課長」という。)は、次に掲げる者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人</p>	<p><b>別添</b> サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書</p> <p style="text-align: right;"><u>警察庁丁暴発第213号</u> <u>老高発第1007第2号</u> <u>国住心第41号</u> <u>平成23年10月7日</u></p> <p style="text-align: center;">警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 <u>露木 康浩</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長 <u>深澤 典宏</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省住宅局安心居住推進課長 <u>山口 敏彦</u></p> <p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 照会手続 (1) 都道府県(指定都市及び中核市を含む。)のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長(以下「登録制度主管課長」という。)は、次に掲げる者(以下「登録申請者等」という。)について、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第8条第5号、第6号から第</p>

をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)。以下「登録申請者等」という。)について、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第8条第1項第4号、第6号から第8号まで(同項第4号に該当する場合に限る。)又は第9号のいずれか(以下「登録拒否要件」という。)に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

①高齢者住まい法第5条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。)を受けようとする者

②高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

#### 5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、双方の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) (略)

別記様式第1号(照会)

文 書 番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく照会について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号)に基

8号まで(同条第5号に該当する場合に限る。)又は第9号のいずれか(以下「登録拒否要件」という。)に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第1号)により照会するものとする。

①高齢者住まい法第5条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。)を受けようとする者

②高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

#### 5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、暴力団対策主管課長の所在地と登録制度主管課長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) (略)

別記様式第1号(照会)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく照会について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老発第1007第2号、国住心第41号)に基づき、

づき、下記の当該合意書に規定する登録申請者等が登録拒否要件に該当するか否かについて照会します。

記

1 照会対象者

別添のとおり。

※ 別添を用いない場合は、

氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所、役職を記載し、登録申請者が法人の場合は、その法人の商号又は名称を加えて記載すること。

別記様式第2号（回答）

文書番号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく回答について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）に基づき、

下記の当該合意書に規定する登録申請者等が登録拒否要件に該当するか否かについて照会します。

記

1 照会対象

(1) 登録申請者等

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 住所
- ③ 事務所の名称
- ④ 事務所の所在地

(2) 照会対象者

- ① 登録申請者等との関係（役職名等）
- ② 氏名（読み仮名）
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ その他

※照会対象者が複数存在する場合には、それぞれについて記載する。

2 申請年月日等

(1) 申請年月日

(2) 種別

登録／登録（更新）／登録事項等の変更の届出／登録事業者の地位の承継の届出

3 照会を必要とする理由

別記様式第2号（回答）

文書番号  
平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく回答について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付警察庁丁暴発第213号、老発第1007第2号、国住心第41号）に基づき、

令和 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会に係る調査結果

該当した場合

照会対象者〇〇〇〇は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。

※第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

該当しない場合

該当する事由があると認められない。

2 (略)

別記様式第3号（通知）

文書番号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく通知について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象登録申請者等

①商号、名称又は氏名

②住所

③事務所の名称

④事務所の所在地

2 照会に係る調査結果

該当した場合

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第〇号に該当する事由があると認められる。

※第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

該当しない場合

該当する事由があると認められない。

3 (略)

別記様式第3号（通知）

文書番号  
平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく通知について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等  
① 氏名 (フリガナ)  
② 生年月日  
③ 性別  
④ 住所  
⑤ 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

2 理由  
上記登録申請者等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第1項第○号に該当する事由があると認められる。  
※第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

3 (略)

別記様式第4号

文 書 番 号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

暴力団員等に係るサービス付き高齢者向け住宅事業の {登録の拒否/登録の取消し/補助金の不交付決定/補助金の交付決定の取消し及び返還請求} について (通知)

令和〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で {回答/情報提供} のあった下記の者に係る {サービス付き高齢者向け住宅事業の登録/社会資本整備総合交付金によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金の交付} については、令和〇〇年〇月〇日付けで {登録を拒否する/登録を取り消す/補助金の不交付決定を行う/補助金の交付決定の取消し及び返還請求を行う} こととしたので通知します。

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等  
① 氏名 (フリガナ)  
② 生年月日  
③ 性別  
④ 住所  
⑤ 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等  
① 商号、名称又は氏名  
② 住所  
③ 事務所の名称  
④ 事務所の所在地

2 理由  
上記登録申請者等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第○号に該当する事由があると認められる。  
※第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

3 (略)

別記様式第4号

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

暴力団員等に係るサービス付き高齢者向け住宅事業の {登録の拒否/登録の取消し/補助金の不交付決定/補助金の交付決定の取消し及び返還請求} について (通知)

平成〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で {回答/情報提供} のあった下記の者に係る {サービス付き高齢者向け住宅事業の登録/社会資本整備総合交付金によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金の交付} については、平成〇〇年〇月〇日付けで {登録を拒否する/登録を取り消す/補助金の不交付決定を行う/補助金の交付決定の取消し及び返還請求を行う} こととしたので通知します。

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等  
① 商号、名称又は氏名  
② 住所  
③ 事務所の名称  
④ 事務所の所在地



罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。